省令

○外務省令第二十一号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
外務省組織規則	外務省組織規則
第一章　内部部局等	**第一章**　内部部局等
第三節　アジア大洋州局	**第三節**　アジア大洋州局
（地域調整官及び企画官）	［新設］
第二十三条　南西アジア課に、地域調整官及び企画官それぞれ一人を置く。	**第二十三条**　南西アジア課に、地域調整官一人を置く。
2　［略］	2　［同上］
3　企画官は、命を受けて、南西アジア課の所掌事務のうち日本国とインドとの間の経済に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。	［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

○財務省令第五十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）附則第三条第五項、第四条第三項及び第五条第三項の規定に基づき、株式会社日本貿易保険に交付される国債の発行等に関する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき

株式会社日本貿易保険に交付される国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　貿易保険法附則第三条第一項の規定により発行する国債（以下単に「国債」という。）の名称は、株式会社日本貿易保険特定引受業務国庫債券とする。

（国債の発行等）

第二条　政府は、国債を発行しようとするときは、当該国債の発行、償還、返還及び消却（次項において「発行等」という。）に関し必要な事項を定め、これを日本銀行に通知するものとする。

2　日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、国債の発行等に関し必要な事務を取り扱うものとする。

3　前項に規定する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（適用除外）

第三条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条及び第三十四条の規定は、国債については適用しない。

（額面金額）

第四条　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）に交付する国債に係る国債証券の額面金額は、交付する都度必要な金額（当該国債の一部につき償還を行った場合にあっては、当該金額から当該国債の一部につき償還を行った金額の合計額を控除した金額）とする。

（償還の手続）

第五条　政府は、会社から国債の償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の償還を行うときは、その償還を行う金額を日本銀行における会社の指定する金融機関の勘定に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第六条　政府は、会社から貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）附則第三条に規定する登録の請求に基づき登録を行った国債について、その登録金額の一部につき償還の請求を受け、当該請求に係る金額の償還を行った場合には、当該登録金額から当該償還金額を減額するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十四号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（令和七年厚生労働省告示第二百十五号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

一　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　五千四百八十円

二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額　五千四百八十円以上一万三千四百九十円以下の額

○厚生労働省告示第二百八十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第九項の規定に基づき、令和八年八月一日以後の同条第八項に規定する控除額を千四百二十九円とし、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を定める件（令和七年厚生労働省告示第二百十六号）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

その他告示

○総務省告示第二百八十八号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和八年五月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋元司後援会	秋元　武明	酒井　貴文	東京都江東区東陽五―三一―二一
亜細亜連合政友会	佐藤　鐵雄	樋口　武弘	東京都中野区東中野四―三〇―一六
IRAN LIBERAL DEMOCRATIC PARTY	マルダニ真秀豊	佐々木カヴェ	神奈川県横浜市中区本牧三之谷三―二二